

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 10. 27	R5. 11. 13	東京都宿泊税条例第1条の規定により、宿泊税は地方税法第4条第6項に規定される「目的税」であるところ、宿泊税条例に基づいて徴収された金員が、令和4年度において特定の目的のために支出されたことを示す文書及び電磁的記録の一切					1											根拠規定：情報公開条例第11条第2項（不存在） 理由：請求対象の文書は、「宿泊税が観光の振興を図る施策に要する費用に充てられたことを示す文書及び電磁的記録」と同義である。都の観光の振興を図る施策に要する費用として「観光産業振興費」があり、例年この一部として宿泊税の全額を充当することにより、宿泊税は観光振興に関する事業全般に広く充てられている。なお、観光産業振興費やその中のどの事業に宿泊税が充当されたかについて文書及び電磁的記録として作成することはしていない。よって、請求に係る文書は存在しない。	財務局主計部財政課
2	R5. 10. 5	R5. 11. 20	東京都議会議事堂(3)議員控室その他改修工事	135		1					1		1						(7条2号) 個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものであるため、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。 (7条4号) 公にすることにより、都議会議事堂の建物内非共用部の平面計画が明らかとなることから、不法な侵入を招くおそれがあり、犯罪の予防をする必要があるため。 (7条4号) 公にすることにより、都議会議事堂の鍵の複製が可能となることから、不法な侵入を招くおそれがあり、犯罪の予防をする必要があるため。 (7条4号) 公にすることにより、都議会議事堂の設備スペースの位置が明らかとなることから、不法な侵入を招くおそれがあり、犯罪の予防をする必要があるため。	財務局建築保全部庁舎整備課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。